

高知県土木設計等委託業務成績評定要項

(平成16年3月3日)

総務部長

(令和3年7月1日改定)

土木部長

(趣旨)

第1条 この要項は、高知県土木設計等委託業務検査規程（平成13年高知県訓令第14号の2。以下「検査規程」という。）第13条の規定により委託業務成績の評定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 この要項において評定の対象となる委託業務は、検査規程により完了検査を行う委託業務のうち1件の最終業務委託料が、500万円以上の業務とする。

(評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、下表に定めるところにより行うものとする。

完了検査	評定対象者
1) 第一次評定者	調査員 主任調査員
2) 第二次評定者	総括調査員 専任調査員
3) 最終評定者	検査職員

(現場の状態把握)

第4条 委託業務の成績評定を行う立場にある調査職員は、努めて業務内容の把握及び打合わせを行い、粗漏な業務を防止するため、常に適切な指導と助言を行うとともに、業務成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うも

のとする。

2 評定の結果は、別記様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）によるものとする。

（評定の基準）

第6条 評定表における評定項目は、別途に定める、成績評定基準によるものとする。

（評定の時期）

第7条 完了検査の検査職員は検査を実施したとき、総括調査員等である委託業務の評定者は委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

（評定表の提出等）

第8条 最終評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を検査命令権者に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第9条 検査命令権者は、最終評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を、別記様式第2により通知するものとする。

（評定の利用）

第10条 委託業務成績の評定結果は、良質な委託業務の施行を確保し、優良な建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することとし、次の各号に掲げるものに利用するものとする。

- （1）測量建設コンサルタント等指名競争入札参加の資格審査を行うとき。
- （2）指名競争入札参加者の選定を行うとき。
- （3）優良委託業務の被表彰者を選考するとき。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、委託業務の評定に関し別に細目を定めることができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日以降に発注する委託業務から適用する。

この要項は、令和3年7月1日から施行する。

委託業務等成績評定表										
(1)地質調査、単純調査等業務、測量作業										
令和 年 月 日										
別記様式第1 事務所名:										
		契約チーフ	契約担当者	所長	次長	技術次長	技 査	工務課長	チーフ	係
建設検査長	課長	補佐	検査職員	検査職員						
委託業務等名										
契約金額		当初:¥				最終:¥				
履行期間		当初:令和 年 月 日~令和 年 月 日				最終:令和 年 月 日~令和 年 月 日				
完了年月日		令和 年 月 日								
完了検査年月日		令和 年 月 日								
契約相手方住所氏名										
管理技術者氏名										
照査技術者氏名										
現場代理人氏名										
主任技術者氏名										
担当技術者氏名①										
担当技術者氏名②										
担当技術者氏名③										
第一次評定者職氏名										
第二次評定者職氏名										
最終評定者職氏名										
評価項目		第一次評定者評定点	第二次評定者評定点	最終評定者評定点	業務評定(注1)	技術者評定				
						管理技術者主任技術者(注2)	担当技術者	照査技術者		
専門技術力	提案力、改善力									
	業務執行技術力									
	施工時への配慮(注3)	概略設計 予備設計								
		詳細設計								
	コスト把握能力(注3)									
管理技術力	工程管理能力									
	品質管理能力									
	迅速性、弾力性、調整能力									
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力									
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観									
成果品の品質										
①小計(注4)										
②業務執行上に係る過失に伴う減点										
③事故等による減点										
④瑕疵修補又は損害賠償による減点										
⑤その他()										
総合評定点=①+②+③+④+⑤										

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。

3. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表

(2) 調査業務、計画業務

令和 年 月 日

別記様式第1

事務所名:

		契約チーフ	契約担当者	所 長	次 長	技術次長	技 査	工務課長	チーフ	係
建設検査長	課 長	補 佐	検査職員	検査職員						

委託業務等名			
契 約 金 額	当初: ¥	最終: ¥	
履 行 期 間	当初: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	最終: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
完 了 年 月 日	令和 年 月 日		
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
契 約 相 手 方 住 所 氏 名			
管 理 技 術 者 氏 名			
照 査 技 術 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 技 術 者 氏 名			
担 当 技 術 者 氏 名 ①			
担 当 技 術 者 氏 名 ②			
担 当 技 術 者 氏 名 ③			
第 一 次 評 定 者 職 氏 名			
第 二 次 評 定 者 職 氏 名			
最 終 評 定 者 職 氏 名			

評 価 項 目		第一次評定者評定点	第二次評定者評定点	最終評定者評定点	業務評定(注1)	技術者評定		
						管理技術者主任技術者(注2)	担当技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力							
	業務執行技術力							
	施工時への配慮(注3)	概略設計 予備設計						
		詳細設計						
	コスト把握能力(注3)							
管理技術力	工程管理能力							
	品質管理能力							
	迅速性、弾力性、調整能力							
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力							
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観							
成 果 品 の 品 質								
①小計(注4)								
②業務執行上に係る過失に伴う減点								
③事故等による減点								
④瑕疵修補又は損害賠償による減点								
⑤その他()								
総合評定点=①+②+③+④+⑤								

- 注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表

令和 年 月 日

別記様式第1

(3)設計業務「概略設計・予備設計」

事務所名:

		契約チーフ	契約担当者	所 長	次 長	技術次長	技 査	工務課長	チーフ	係
建設検査長	課 長	補 佐	検査職員	検査職員						

委託業務等名			
契 約 金 額	当初: ¥	最終: ¥	
履 行 期 間	当初: 令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日		
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
契 約 相 手 方 住 所 氏 名			
管 理 技 術 者 氏 名			
照 査 技 術 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 技 術 者 氏 名			
担 当 技 術 者 氏 名 ①			
担 当 技 術 者 氏 名 ②			
担 当 技 術 者 氏 名 ③			
第 一 次 評 定 者 職 氏 名			
第 二 次 評 定 者 職 氏 名			
最 終 評 定 者 職 氏 名			

評 価 項 目	第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	最終 評定者 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定		
					管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力						
	業務執行技術力						
	施工時への 配慮(注3)	概略設計 予備設計					
		詳細設計					
	コスト把握能力(注3)						
管理技術力	工程管理能力						
	品質管理能力						
	迅速性、弾力性、調整能力						
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力						
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観						
成 果 品 の 品 質							
①小計 (注4)							
②業務執行上に係る過失に伴う減点							
③事故等による減点							
④瑕疵修補又は損害賠償による減点							
⑤その他()							
総合評定点=①+②+③+④+⑤							

- 注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表

令和 年 月 日

別記様式第1

(4)設計業務「詳細設計」

事務所名:

		契約チーフ	契約担当者	所 長	次 長	技術次長	技 査	工務課長	チーフ	係
建設検査長	課 長	補 佐	検査職員	検査職員						

委託業務等名												
契 約 金 額	当初:¥									最終:¥		
履 行 期 間	当初:令和 年 月 日	~	令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日	~	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日				
完 了 年 月 日	令和 年 月 日											
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 月 日											
契 約 相 手 方 住 所 氏 名												
管 理 技 術 者 氏 名												
照 査 技 術 者 氏 名												
現 場 代 理 人 氏 名												
主 任 技 術 者 氏 名												
担 当 技 術 者 氏 名 ①												
担 当 技 術 者 氏 名 ②												
担 当 技 術 者 氏 名 ③												
第 一 次 評 定 者 職 氏 名												
第 二 次 評 定 者 職 氏 名												
最 終 評 定 者 職 氏 名												

評 価 項 目		第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	最終 評定者 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定		
						管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力							
	業務執行技術力							
	施工時への 配慮(注3)	概略設計 予備設計						
		詳細設計						
	コスト把握能力(注3)							
管理技術力	工程管理能力							
	品質管理能力							
	迅速性、弾力性、調整能力							
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力							
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観							
成 果 品 の 品 質								
①小計 (注4)								
②業務執行上に係る過失に伴う減点								
③事故等による減点								
④瑕疵修補又は損害賠償による減点								
⑤その他()								
総合評定点=①+②+③+④+⑤								

- 注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表

別記様式第1

(5) 工事管理等業務

令和 年 月 日

事務所名

		所 長	次 長	技術次長	技 査	工務課長	チーフ	係
建設検査長	課 長	補 佐	検査職員					

委託業務等名			
契約金額	当初：¥	最終：¥	
履行期間	当初：令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終：令和 年 月 日～令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日		
完了検査年月日	令和 年 月 日		
契約相手方 住所氏名			
管理技術者氏名（注1）			
担当技術者氏名（注1）			
第一次評定者 職 氏名			
第二次評定者 職 氏名			
最終評定者 職 氏名			

評 価 項 目	第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	最終 評定者 評定点	業務評定 管理技術者評定・担当技術者評定 (注2)
専門技術力	目的と内容の理解			
	的確な履行			
	業務目的の達成度			
管理技術力	業務実施体制の的確性			
	打ち合わせの理解度			
	指揮系統の迅速性、確実性			
取組姿勢	責任感、積極性			
①小計(注3)				
②業務執行に係る過失に伴う減点				
③事故等による減点				
④瑕疵修補又は損害賠償による減点				
⑤その他 ()				
総合評定点=①+②+③+④+⑤				

注) 1. 管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。
 2. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

委託業務等成績評定表

別記様式第1

令和 年 月 日

(6) 積算技術業務

事務所名

			所長	次長	技術次長	技 査	工務課長	チーフ	係
建設検査長	課長	補佐	検査職員						

委託業務等名				
契約金額	当初：		最終：¥	
履行期間	当初：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		最終：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日			
完了検査年月日	令和 年 月 日			
契約相手方 住所氏名				
管理技術者氏名 (注1)				
担当技術者氏名 (注1)				
第一次評定者 職 氏名				
第二次評定者 職 氏名				
最終評定者 職 氏名				

評価項目		第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	最終 評定者 評定点	業務評定 管理技術者評定・担当技術者評定 (注2)
専門技術力	目的と内容の理解				
	的確な履行				
	業務目的の達成度				
管理技術力	業務実施体制の的確性				
	打ち合わせの理解度				
	指揮系統の迅速性、確実性				
取組姿勢	責任感、積極性				
①小計(注3)					
②業務執行に係る過失に伴う減点					
③事故等による減点					
④瑕疵修補又は損害賠償による減点					
⑤その他 ()					
総合評定点=①+②+③+④+⑤					

注) 1. 管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。
 2. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

番 号
令和 年 月 日

様

高 知 県 知 事 印

委託業務成績評定通知書

下記の委託業務について、高知県土木設計等委託業務成績評定要項に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	
委 託 場 所	
履 行 期 限	令和 年 月 日
業 務 委 託 料	¥ 円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 成 績	別表

別表

項目別評定点

業務名：

評価項目	評価の視点		業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)
専門技術力	提案力 改善力					
	業務執行技術力					
	施工時への配慮 (注3)	概略設計 予備設計				
		詳細設計				
コスト把握能力 (注3)						
管理技術力	工程管理能力					
	品質管理能力					
	迅速性 弾力性 調整能力					
コミュニケーション力	説明力 協調性 プレゼンテーション力					
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観					
成果品の品質						
評定点の小計(注4)						
業務執行に係る過失に伴う減点						
事故等による減点						
瑕疵修補又は損害賠償による減点						
その他()						
総合評定点(注4)						

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
3. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
4. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。